

日本人の契約

久保田 恭 美

「契約」と言われた時、私達は、どんな事を思い浮かべるでしょう。まず言葉として始めに、契約違反とか、契約結婚、等々があります。言葉をかえれば約束であります。

そこで私は、ヨーロッパの契約と、日本の契約を比較すると同時に、はたして日本人には「契約」に対する明確な意識が存在しているかどうか、二、三の方面から見てゆきました。

まず始めに、ヨーロッパの契約とは、いかなるものであるかといえ、まず、神とイスラエルとの神聖なものとして、はじまり、それは、双務的なものであります。

ローマ法の特徴として、自由、法の平等、權威、祖先の慣習、現実主義、等々について十二表法の中に素朴であるが、その源がある。

ローマ法は特に商取引法の領域において、驚くほど洗練されたものであります。所有権と権力というものを合法化したものであり、つまり *Give and take* が確立している。

封建社会の主従関係は家臣が一方的に主君に服従することなく、相互契約的な性格をもっていたのであった。託身と誠実によって発生する双務的な義務は、人格的性格のものであるから、当事者双方以外には、なんの影響も及ぼさなかった。これを基礎として契約はヨーロッパに発展していくのです。

そして、市民社会になると、市民が自分達の生活を守るために、契約によって規則を決めるといふ形で進展し、彼らには、その規則は「自分達のもの」 \vee という意識があり、法律違反を他人事として見逃すことは、自分達の生活に無関心になるといふ矛盾になってしまふ。「自分達のもの」 \vee であれば、これを積極的に守るのは当然である

し、そこには、自分達のこととは自分達でしよりとする自律の精神がある。

ミテン語辞典によると契約 (contract) は語源的に (一) 共同で、(二) 一緒に、(三) 引き回す、(四) 管理する、(五) 四処理する。因論する、の意味をもってゐる。

これからも、わかるように、ヨーロッパの契約は、市民社会的なものではないでしよるか。

だから、個人個人の権利は、どこまでも主張し、また、それにとりなり義務も守るといふ、そこには、きびしい意識が存在しているのであります。そして、どこまでも契約を結んだ個人の問題として追求されるのです。

では、日本人の場合はどうか、和辻氏は『風土』の中で、日本人の意識構造に影響を及ぼしている自然環境について論及し、自然条件が複雑にからみ合つて日本人の性質を、受容的忍従的などと指摘しています。

そして、『風土論』をさらに深めて、生活様式から日本文化を追求した石田英一郎氏によると、ヨーロッパ文化と日本文化は牧畜文化と農耕文化に照応し、つまり、日本文化の根底にあるものは稲作を中心とした著しく農耕的、植物的な文化的基盤であり、特に部落の掟に従わねば、生産に不可欠な水をとられてしまふといった制裁を受けるから、個人は部落集団の中に完全に埋没されてしまふ。

この生産様式の中で生まれる心理状態は、植物を育てることによつて、相手の心になり、反対に牧畜文化においては、動物をしつけるために、自分の意志に相手を屈伏させ従わせることにならざるをえなくなります。

そこで、このような自然環境 (生産様式) において、日本人の集団と個人の問題を見ていきますと、日本人の公私は、どういふ判断あるいは、区別でもって考えられているか。はたして、そこには、はっきりした区別が存在しているのであるか。

中根千枝氏の「場」の論理や荒木博之氏の指摘している他律的個人に契約は不必要であるような社会構造の面から契約は成立しにくく、成立するとしても、集団意識にもとづく限り、積極的には、日本人の公私観と、いふもの、つまり、個別主義、普遍主義に立脚しているものと考えられる。

公と私は内と 外とによって、本来の意味する公と私ではない。つまり、そこには、区別がなされていない、否、なされていても、日本的公私観の為、人間関係においても、公私は、明確でないため契約は成立しない事がわかるのである。次に、

法意識については、どうであろうか、ここでも、日本人は、公私が明確に区別されない所から、法律というものを客観的にとらえることがむずかしいようである。

日本人は契約書を作成するのが、日常において、大変少ない。

契約書を作成するとしても、内容は一般にきわめて簡単であって、契約内容中の重要な要素だけを規定するものが多い。

このような契約書は、内容が明確でないうえ、雰囲気的に契約を結ぶから、ムードが変われば、その内容はとも承知できないことになる。そういう場合、そんな契約条項は知らなかったとか、もう少し温情的にみてくれるのが人情じゃないかという議論になりやすい。そして、契約は自分がしたものだから責任をもって守るといふ気持ちはとほしく、優越者に身の振り方を任じたのだから、相手もまたその信頼に応えて人情的にふるまうべきだという意識が強くなる。

渡辺洋三氏は、日本人の契約は、対立する当事者の関係と見ないで、相手と一心同体の関係としてみるという共同体的契約観が根強い事

これは、お互いが対立する形で利益範囲を主張しあわなくても、以心伝心、あるいは相互にゆすり合い、適当に処理してゆくという考えであり、社会的に実力をもつ者にとって、きわめて都合のよい契約観なのであることを指摘しています。

これはヨーロッパ人から見れば、このような日本の契約書（あるいは契約関係）は、争いが起こりやすく、当事者が、どのような権利義務を所有しているか明確でないと思われる。しかし、日本人にとっては、はばがあっ

て、安定感があると感じられるのである。

だが反面、全く正反対の現象が我國の契約の一部にあることを川島武宜氏は指摘した。それは、銀行や信託会社や保険会社などの契約である。銀行から金融をうける人の金融契約、財産を信託する人と信託会社との信託関係、保険契約者と保険会社との保険契約においてなど、特に保険会社において、満期でお金がもらえる時、交通事故自殺、病氣、災害など、いろいろの条件を設定して、それによる権利、義務関係を詳細に明記している。

このように異った形で契約が存在しているのは大変不思議である。これは、企業の利益を維持してゆくためには、企業側にとつては重大な問題であり、必要なことである。そして、そこには人間の心情などの入る余地はなく、数字だけであるから、契約がはつきり成り立っているのであると思われます。そしてこの企業は、日本人の内と外からみた公私の、(外)の外といつた所に位置しているのである。

日本の雇傭関係をみてみると、権利、義務関係がいたつて不明瞭であることがわかる。ある会社に内定すると、誓約書といふものに、ほほ一方的に印をしなければならぬようになる。

そして、その誓約書といふものの内容は、全体的に会社の主張することが羅列されているものであり、ここには、平等といつたけはいすらみうけられないのである。しかし、入社の時など、具体的なもの、つまり(給料や任地)さえ知らず、また勤務年数(期間)を決めないで入社するのが普通なのは使用される方にも欠点があるのである。

そして使用者と労働者とが一方は一定量の決められた労働を他方はこれに対する報酬をそれぞれ給付しあう契約だといふ意識にとほしい。使用者は、どちらかというといふと、身分的に優越した者として労働者の奉仕を要求しがちであり、それゆゑに労働条件を明確に決めることを好まず、契約条件(権利)の主張を一種の反逆として受けとらうとする。

又、労働者は、契約できめられた労働を提供するにつれて、充分な責任感を持たない。つまり、勤務時間が終

わってすぐ退社することが非難されたり、そうかと思つくと、勤務時間中、私用で席をはずすことが大目にみられるなど、独立の主体者が、みずから結んだ契約を尊重していかないことがわかります。

日本人は、あくまで、情的なものによって権利、義務をオブラートで包んでしまつて、あまいものとして受けとめ、行爲していることがわかるのである。

ヨーロッパ人の契約というものが日本人には明確には存在していないことがわかる。成立したとしても、必ずしも「対等」で権利、義務を行なうのではなく、上下関係であつたり、あるいは「場」との契約であつたりするそして、また、そこに、義理、人情といつた情的なものがからみ合つて成立している事が多いのである。

これは、まだ日本人にはヨーロッパ人のように自立の精神が確立されていないからである。

だから「甘え」など「なんとなく、そうなつてしまつた」などといつた、他人指向的人間で日本は、いっばいなのである。

しかし反面、契約だけでもって人間関係が成り立つだけでは非常にかたぐるしいにちがいありませんし、とても心が休まらない様に思います。

「契約」という意識のうすい事は、あまりにも日本人は心が暖かく、つまり根本的には人間を信頼しやすい入種であるのではないでしようか。